

様式第五十の二（第48条第6項関係）

認定事業適応計画の（中間）実施状況の概要の公表

1. 認定の日付

2022年3月29日

2. 認定事業適応事業者の名称

那須電機鉄工株式会社

3. 認定事業適応計画の実施期間

2022年4月1日～2025年3月31日

4. 認定事業適応計画の実施状況

（1）事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

本計画では、会津地区における生産設備（シャトルキルン・本乾燥設備・一次乾燥設備）の更新・統合、八千代工場における溶融亜鉛めっき用の集塵機設備の更新を行うことで、生産効率化・省エネルギー・CO₂排出量削減し、炭素生産性を向上させることを目標としています。

この計画のうち、2022年度においては、会津地区においてシャトルキルン・本乾燥設備・一次乾燥設備の更新を実施し、2023年度においては老朽化著しいトンネルキルンからシャトルキルンへの完全移行が完了し、トンネルキルンは生産停止しました。また、八千代工場においては、2022年度より建築を進めてまいりました新めっき工場棟が完成し、集塵機設備の設置が完了しております。両設備ともに、目標年度である本年度より本稼働を目指しております。

（2）生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

会津地区については既設設備と新設設備が並行稼働しており、段階的に生産移行する計画となっております。八千代工場においても、新めっき工場棟への集塵機設備の設置工事が完了し、本年度より運用を本稼働します。このため、それぞれ一時的にCO₂は増加し、炭素生産性向上割合は基準年度比で-4.5%となりました。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

財務内容の健全性の向上指標については、経常収支比率が116.1%となりました。

（4）実施した事業適応計画の内容

〈会津地区シャトルキルン・本乾燥炉・一次乾燥炉〉

令和4年度においては、事業適応計画のシャトルキルン・本乾燥炉・一次乾燥炉の資産を全て取得しました。資産は予定通り事業供用しております。